

## 第34回 議員定数等議会改革推進特別委員会

日 時：令和3年8月27日(金)  
10時00分～ 時 分  
場 所：全員協議会室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員  
西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、下間書記、近重議事係長

---

### 議 題

1 予算決算委員会のあり方について（決算審査の流れについて）

2 9月定例会議における特別委員会委員長報告について

3 議会改革に関する引継ぎ検討項目について

### 4 その他

(1) 議会改革に関する検討結果（第7回）について

～行政視察報告（行政視察レポート）の実施について～

\*8月17日に議長へ報告書提出済み →9月1日の全員協議会において議員へ周知

(2) 議会改革に関する検討結果（第8回）について

～決算審査の流れについて～

\*特別委員会の結果が出れば →9月1日の全員協議会において議員へ周知

○次回開催 月 日（ ） 時 分 全員協議会室

## 予算決算委員会のあり方について（決算審査の流れについて）

### 1. 目的

決算審査の充実をはかるため、審査において、委員間で自由討議を実施し、問題点等（意見の一致点や対立する論点等）について共有し、理解を深めた上で議論を尽くす。さらに、必要に応じて自由討議を行い、附帯意見や附帯決議を行う。

### 2. 審査の流れ

**採決の前に、認定か不認定かについて（主に不認定とする理由について）、自由討議を行う。その後、採決し、認定することとした場合に、附帯意見の内容について、さらに自由討議を行う**

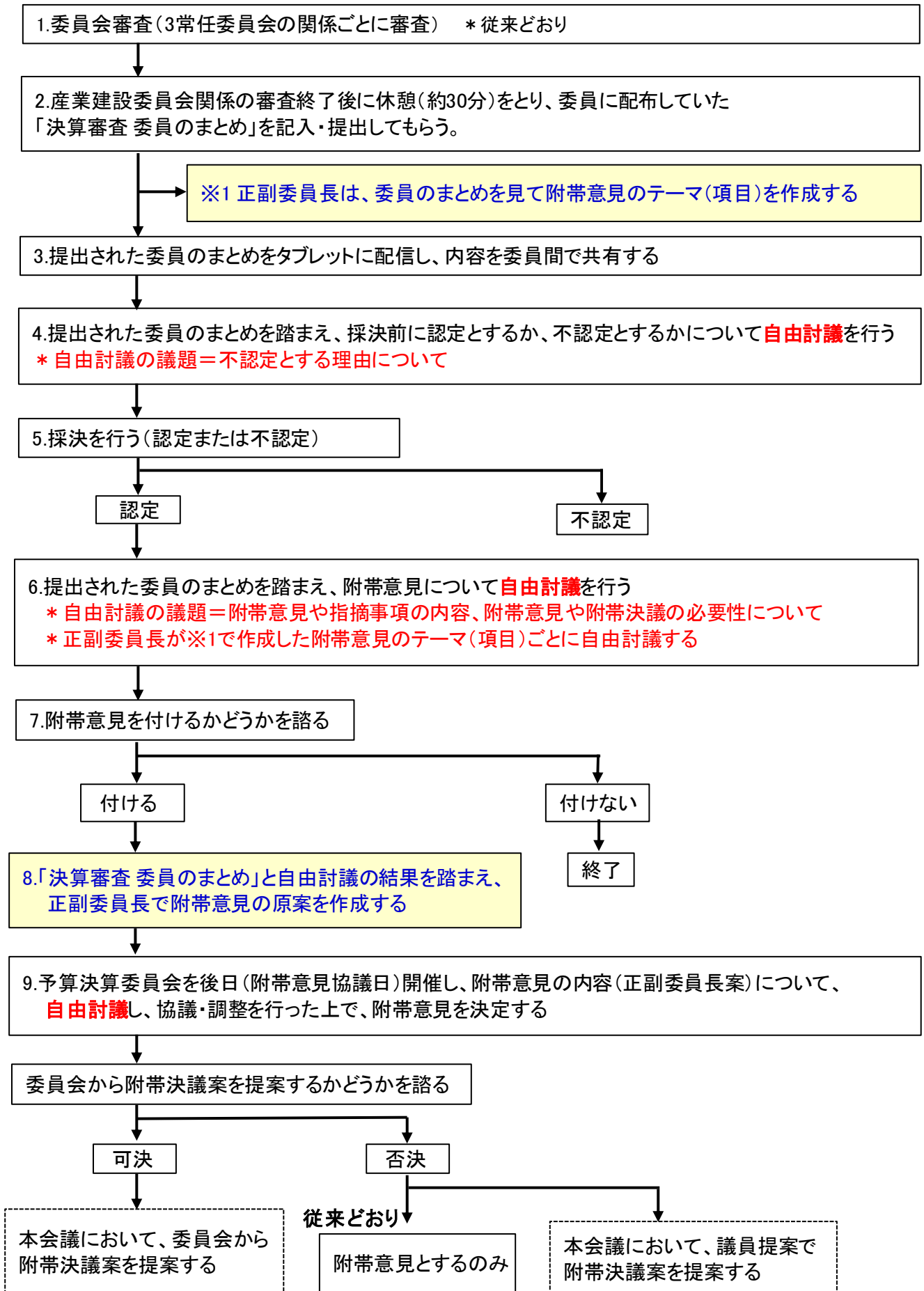
1. 委員会審査（3 常任委員会の関係ごとに審査：従来どおり）
- 2. 産業建設委員会関係の審査終了後に休憩（約 30 分）をとり、委員に配布していた「決算審査 委員のまとめ」を記入・提出してもらう。
- 3. 提出された委員のまとめをタブレットに配信し、内容を委員間で共有する
- 4. **提出された委員のまとめを踏まえ、採決前に認定とするか、不認定とするかについて自由討議を行う（主に「不認定とする理由」について自由討議）**
- 5. 採決を行う
- 6. 認定とすることとなった場合、提出された委員のまとめを踏まえ、附帯意見について **自由討議**を行う
  - ①附帯意見や指摘事項の内容、附帯意見や附帯決議の必要性について
    - \* 正副委員長が委員のまとめを見て、附帯意見のテーマを作成し、そのテーマごとに自由討議する
- 7. 附帯意見を付けるかどうかを諮る
- 8. 附帯意見を付けることになった場合、「決算審査 委員のまとめ」と自由討議の結果を踏まえ、正副委員長で附帯意見の原案を作成する
- 9. 予算決算委員会を後日（附帯意見協議日）開催し、附帯意見の内容（正副委員長案）について、**自由討議**し、協議・調整を行った上で、附帯意見を決定する

その後、委員会から附帯決議案を提案するかどうかを諮り、可決されれば本会議において委員会提案する。

否決されれば、従来どおり、附帯意見とする。

\* 議員提案で附帯決議案を本会議に提案することは可能。

## ◆ 決算審査のフロー図



## 8月27日時点での素案

### 令和3年9月定例会議 議員定数等議会改革推進特別委員会 中間報告

令和3年9月29日

本特別委員会は、「浜田市議会の次期改選時における議員定数及び議会改革の推進に関する事項について調査及び検討を行うこと」を目的に、令和元年12月18日にそれまで設置していた議会改革調査検討特別委員会の名称と調査事項を変更し、設置したものです。

令和2年6月26日に第9回特別委員会までの取組について中間報告を行い、同年9月8日には、第10回から第15回までの間、議員定数について集中的に協議した内容をご報告いたしました。

来る10月22日をもって今期議員の任期満了となるため、中間報告以降の検討結果と全体の総括をご報告させていただきます。

次期改選時における議員定数についての結論が出た以降は、委員会で定めた議会改革の検討項目をはじめ、議会運営委員会での協議により、詳細な議論が必要となった事項で本特別委員会で検討することになったものについて、調査・研究して参りました。月2回のペースで委員会を開催し、○月○日は第○○回の特別委員会の開催となったところです。

**\* 最後の特別委員会の日と回を入れる**

特別委員会で検討結果が出たものについては、随時、検討結果報告として議長へ報告し、必要に応じて議会運営委員会や全員協議会の場等を通じて議員の皆様へも周知していただいておりますが、以下、概要を報告いたします。

令和2年12月の「政務活動費の広報費・広聴費について」の検討結果では、現状で政務活動費を充てることができないとしている広報費について、他市の状況を調査研究した結果、費用按分の難しさや不明瞭な部分も多いことから、公平性や透明性を重視する観点で引き続き、除外することとしました。また、広聴費についての使用実績が少ないことから、具体的な活用事例を検討し、政務活動費の交付に関する細則の一部改正と交付マニュアル等の更新を行ったところです。

令和 3 年 1 月の「請願者等の意見陳述の機会について」は、議会運営委員会での協議結果により、本特別委員会で具体的な検討をすることとなり、請願等の趣旨を的確に把握し、委員会審査の充実を図ることを目的とし、委員会審査の場において、請願者等の説明や意見等を述べる機会を設けることについて調査研究しました。特別委員会としては、実施要領を定め、令和 3 年 3 月定例会議に試行的に実施すること、浜田市議会基本条例に新たに規定すること、必要事項を規程で定め、令和 3 年 6 月定例会議から本格実施していくことの 3 つを検討結果として報告しました。しかしながら、試行実施後に多くの課題が散見されたため、本格実施には至っておらず、改選後は議会運営委員会において検討されることとなっています。

同年 4 月の「議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について」も本特別委員会で調査、研究することとなり、審査請求について市民からも請求できること、審査会の委員に議員だけでなく識見者を入れること、審査会を原則公開とすること、政治倫理基準にハラスメント行為の禁止を追加することなどを検討し、結果報告をしたところです。これにより、令和 3 年 6 月に浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例が議会運営委員会から提案され、全会一致で可決しました。

続いて、同年 7 月には「多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について」議長へ検討結果を報告し、8 月 17 日の全員協議会において、議員の皆さんに説明させていただいたところです。4 項目について委員会としての考えをまとめたところですが、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場である議会において、多様な人材が議員に立候補しやすい環境を整備することは急務であり、次期議会で具体的な検討をすることを申し送ることとしました。

同年 8 月の「行政視察報告（行政視察レポート）の実施について」では、行政視察の位置づけを明確化し、視察先で得た知見等について、協議・研究し、必要に応じて政策に反映させる議論が必要であり、議会全体でその内容を共有し、執行部はもちろんのこと、市民への説明責任を果たすことも重要であることから、行政視察後に各委員会においてプレゼンテーション形式のわかりやすい行政視察レポートを作成し、議員及び執行部へ全員協議会において報告

し、あわせて、ホームページで公開し、市民にも情報提供することとしました。この実施については、9月1日の全員協議会において議員の皆さんへご報告し、改選後の行政視察から実施することについてご理解を

**\* 朱書き部分は、今後の特別委員会や全員協議会等の結果により、追記修正する。**

また、8月には「決算審査の流れについて」も検討結果を報告しました。@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@

以上が、特別委員会として議会改革に関する検討結果が出たものですが、これら以外では、「文書質問の制度化について」は、通年会期制を実施している中での必要性について、さらに議論の余地があることから、制度化は見送ることとしました。

また、「議員選出監査委員の廃止について」は、先進市の状況や全国市議会議長会の調査結果を参考に調査したり、議選監査委員から説明していただいたりしながら検討を行ったところです。監査業務に関する議員研修会を実施し、さらに認識を深めた後に詳しく議論することとしていましたが、コロナ禍により研修会を中止することとなり、結論に至っておらず、次期議会へ申し送ることとしました。

そのほか、今期議会中に検討できなかった課題、検討項目については、次期議会への引継ぎ検討項目として整理したところです。

@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@  
@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@@

**\* 議会改革についての総括的な内容を報告**

以上、議員定数等議会改革推進特別委員会委員長の報告といたします。

◆今後の検討事項（議員定数等議会改革推進特別委員会）

令和3年8月27日時点

| 検討順番 | 検討項目                           | 詳細内容  | 備考   |
|------|--------------------------------|---|--|
| 1    | 政策討論会のあり方                      |   |  |
| 2    | 議員選出監査委員の廃止について                |   | 議員研修会を開催し、詳細な検討をすることとしていたがコロナ禍により研修中止となり、検討中 |
| 3    | 市議会議員を目指す若者や女性の育成、議員数の男女比率について | ・後継者育成検討会議の立ち上げなど、新たな人材育成を議会が率先して仕掛けていく<br>・目標の設定<br>・ロードマップの作成 | 7月15日検討終了                                    |
| 4    | 行政視察報告の実施                      |   | 8月17日検討終了                                    |
| 5    | 政策サポーター制度                      |   | 検討中  |
| 6    | 正副議長任期の検討について                  |   |  |
| 7    | 一般質問のあり方                       |   | 議会運営委員会での検討とするか今後決定                          |
|      | 議会基本条例の検証について                  | ・事務局の法務機能の充実<br>・図書室の活用<br>・県大との意見交換                            |  |
|      | 議会BCPの作成について                   |   |  |
| 8    | 文書質問の制度化                       |   | 制度化の見送りを決定（6/4）                              |
|      | 議会図書室の整備と市民開放                  |   |  |
|      | 議場開放（議会広報広聴委員会と連携して検討）         |   | 議会広報広聴委員会と連携                                 |

\*黄色の項目は従前からの引継ぎ検討項目

◆検討項目以外で調査・検討した事項

|  |                        |  |           |
|--|------------------------|--|-----------|
|  | 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正 |  | 4月30日検討終了 |
|  | 請願者等の意見陳述              |  | 4月7日検討終了  |
|  | 陳情の取扱い                 |  | 4月7日検討終了  |

◆議会改革調査検討特別委員会（平成29年12月～令和元年10月）引継ぎ検討項目（令和元年12月2日特別委員会資料）

|    | 検討項目                      | 詳細内容・備考                       | 検討状況   |
|----|---------------------------|-------------------------------|--|
| 1  | 議員間による自由討議実施に向けた要領作成      |                               | 議会運営委員会で検討終了                                 |
| 2  | 会派代表質問のあり方（具体的実施方法の変更を検討） |                               | 一旦終了   |
| 3  | 政務活動費の使途基準                | 広報費を対象とするか。<br>監査からの指摘事項の再確認等 | 終了   |
| 8  | 委員会と各種団体との意見交換会の制度化       |                               | 議会広報広聴委員会で検討終了<br>（地域協議会との意見交換、各常任委員会での実施依頼） |
| 9  | 予算決算委員会のあり方               |                               | 議会運営委員会で検討中⇒特別委員会へ                           |
| 12 | 議員定数のあり方                  |                               | 終了   |

# 議会改革に関する検討結果

## 第7回報告書

令和3年8月

議員定数等議会改革推進特別委員会



令和3年8月17日

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議員定数等議会改革推進特別委員会  
委員長 牛 尾 昭

議会改革に関する検討結果について（第7回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理をはじめ、必要に応じて全議員への周知または関係委員会への通知等、適切な対応をお願いいたします。

**【検討項目】行政視察報告（行政視察レポート）の実施について**

行政視察については、浜田市議会基本条例第13条第2項において、『委員会では行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、提言及び提案につなげるよう努めるものとする。』と規定している。

行政視察の位置づけを明確化すること、また、従来から行政視察終了後は、委員派遣報告書を作成し、市議会ホームページで内容を公表しているが、各委員会等が行政視察後に視察先で得た知見等について、協議・研究し、必要に応じて政策に反映させる議論が必要であり、議会全体でその内容を共有し、執行部はもちろんのこと、市民への説明責任を果たすことも重要である。

このため、委員会の行政視察実施後に、委員派遣報告書をベースに、プレゼンテーション形式のわかりやすい行政視察レポートを作成し、議員・執行部へ全員協議会において報告することとし、あわせて、ホームページで公開し、市民にも情報提供するものとする。

**\* 実施にかかる検討内容の詳細は別紙のとおり。**

# 行政視察報告（行政視察レポート）の実施について

## 1. 行政視察の目的・意義の明確化

### （1）視察とは

議員が議案の審査あるいは当該地方公共団体の事務（行政課題）または議会運営等に関して必要な調査を行うために、国及び他の普通地方公共団体、その他関係機関・施設等に赴き、現地の見学、説明の聴取、資料の収集等を行うこと。

### （2）視察の種類

#### ①公務（委員会）としての視察

議会または委員会の議決に基づき、議会活動として行われる委員会視察

#### ②政務活動としての視察

政務活動費を充当し、政務活動として行われる議員個人または会派の調査活動

### （3）行政視察の位置づけ

行政視察を市政に関する課題解決のためのプロセスの1つとして位置付け、最終的には政策立案や政策提言につなげることを目標とする。

①行政課題の抽出・市民意見の聴取（議会報告会、地域井戸端会等）

→②課題設定（委員会における所管事務調査、取組む重要テーマ）

→③行政視察（②の課題に沿った参考となる先進地を選ぶ）

→④考察

→⑤政策立案・政策提言

## 2. 行政視察報告（行政視察レポート作成）の実施要領

### ＜議会基本条例 第13条2項＞

委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、提言及び提案につなげるよう努めるものとする。

### （1）目的

各委員会等が行政視察後に視察先で得た知見等について協議・研究し、必要に応じて政策に反映させる議論が必要である。また、議会全体でその内容を共有し、執行部はもちろんのこと、市民への説明責任を果たす。

### （2）報告対象と報告方法

| 視察の種類 |                           | 報告先       | 報告方法         |
|-------|---------------------------|-----------|--------------|
| 公務    | 議会運営委員会<br>常任委員会<br>特別委員会 | 議員・執行部    | 全員協議会・ホームページ |
|       |                           | 市民        | ホームページ       |
| 政務活動  | 個人・会派                     | 議員・執行部・市民 | ホームページ       |

※会派・個人の政務活動による視察報告は、会派・個人が判断し議会全体で共有する必要があると判断した場合は、議員・執行部へ全員協議会で報告することも可とする。

### (3) 内容

公務としての行政視察の場合、委員派遣報告書（従来から作成している書面での報告書）は正副委員長が主体となり、委員会としてまとめる。

今回、新たに検討した行政視察レポートは、委員派遣報告書をベースに、プレゼンテーション形式のわかりやすい資料とし、議員・執行部へ全員協議会において報告する。また、ホームページで公開することにより、市民にも情報提供するものとする。

#### ①委員派遣報告書（従来から作成している報告書：統一書式とする）

\* 報告書の提出期限は、調査研究活動報告書（政務活動費使用）が、14日以内に議長に提出することとなっている（政務活動費の交付に関する細則）ため、同様としている。

##### 【内容】

1. 期間      2. 場所及び目的      3. 精算額      4. 派遣委員名

5. 調査の概要

- ①視察日時・視察先、②視察（調査）事項、③視察目的、④視察先の概要、  
⑤視察内容（視察先の取組・事業概要）、⑥委員会の考察

#### ②行政視察レポート（議員・執行部・市民への情報提供用）

委員派遣報告書を活用し、委員会の考察を踏まえ協議し、わかりやすい資料（パワーポイント等による）を委員会で作成する。

##### 【内容】 \* 委員派遣報告書の中の「調査の概要」から必要部分を抜粋

- ①参加委員名    ②視察日時・視察先    ③視察（調査）事項    ④視察目的  
⑤視察先の概要    ⑥視察内容（視察先の取組・事業概要）    ⑦委員会の考察

#### ③議員・執行部・市民への報告

- ・委員派遣報告書については、従来どおり議長へ報告後にホームページで公開する。
- ・行政視察レポートについては、行政視察実施後（委員派遣報告書を議長へ提出した後）の全員協議会において速やかに報告を行い、ホームページで公開する。